

上山市議会会議録

第486回定例会

本会議初日

(平成30年9月5日)

平成30年9月5日（水曜日） 午前10時 開会

議事日程第1号

平成30年9月5日（水曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定
- 日程第 4 同意第2号 上山市教育委員会教育長の任命について
- 日程第 5 同意第3号 上山市教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議第41号 平成29年度上山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議第42号 平成29年度上山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議第43号 平成29年度上山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議第44号 平成29年度上山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議第45号 平成29年度上山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議第46号 平成29年度上山市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議第47号 平成29年度上山市施設貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議第48号 平成29年度上山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議第49号 平成29年度上山市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議第50号 平成29年度上山市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議第51号 平成30年度上山市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議第52号 平成30年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第53号 平成30年度上山市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議第54号 上山市議会議員及び上山市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第55号 上山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第56号 上山市経塚斎場条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第22 議第57号 上山市市営バス運行条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第23 議第58号 上山市市営予約制乗合タクシー運行条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第24 特別委員会（予算・決算）の設置及び議案の付託
 日程第25 報告第6号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
 日程第26 報告第7号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
 （散 会）

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員（15人）

1番	守岡	等	議員	2番	井上	学	議員
3番	中川	とみ子	議員	4番	高橋	恒男	議員
5番	谷江	正照	議員	6番	佐藤	光義	議員
7番	枝松	直樹	議員	8番	浦山	文一	議員
9番	坂本	幸一	議員	10番	大沢	芳朋	議員
11番	川崎	朋巳	議員	12番	棚井	裕一	議員
13番	尾形	みち子	議員	14番	長澤	長右衛門	議員
15番	高橋	義明	議員				

欠席議員（0人）

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸	長 兵 衛	市 長	塚 田	哲 也	副 市 長
金 沢	直 之	庶 務 課 長 (併)選挙管理委員会 事 務 局 長	富 士	英 樹	市 政 戦 略 課 長
平 吹	義 浩	財 政 課 長	舟 越	信 弘	税 務 課 長

土屋光博	市民生活課長	鈴木直美	健康推進課長
鏡裕一	福祉事務所長	鈴木英夫	商工課長
尾形俊幸	観光課長	前田豊孝	農林課長 (併)農業委員長 事務局局長
漆山徹	農業夢づくり課長	近埜伸二	建設課長
秋葉和浩	上下水道課長	武田浩	会計管理者 (兼)会計課長
佐藤浩章	消防長	古山茂満	教育委員 教育委員長
井上咲子	教育委員 教育管理課長	遠藤靖	教育委員 学校教育課長
齋藤智子	教育委員 教生涯学習課長	高橋秀典	教育委員 スポーツ振興課長
板垣郁子	選挙管理委員長	花谷和男	農業委員 農業委員長
大和啓	監査委員	渡辺るみ	監事 査務委員 局長

事務局職員出席者

佐藤毅	事務局長	鈴木淳一	副主幹
渡邊高範	主査	後藤彩夏	主任

開 会

○高橋義明議長 去る8月24日告示になりました第486回定例会をただいまから開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号によって進めます。

初めに、今期定例会の運営について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長大沢芳朋議員。

〔大沢芳朋議会運営委員長 登壇〕

○大沢芳朋議会運営委員長 おはようございます。

開 議

○高橋義明議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

去る8月28日、今期定例会の日程について協議するため、議会運営委員会を開きました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、会期であります。提出議案等を勘案した結果、本日から26日までの22日間とすることにいたしました。

次に、会期日程について申し上げます。

本日は本会議を開催し、明6日から8日は休会とすることにいたしました。

9日は本会議を開き、サンデー議会として一般質問を行うことにいたしました。

10日から25日までは休会とし、この間、11日は予算特別委員会、12日及び13日は各常任委員会、14日、18日及び19日は決算特別委員会を開催することとし、21日に議会運営委員会を予定しております。

26日は最終日であります。本会議において付託事件の審査結果について各委員長から報告を受けた後、それぞれ議決して、第486回定例会を閉会することにいたしました。

次に、議事日程第1号について申し上げます。

最初に、人事案2件についてであります。それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託及び質疑、討論を省略して議決することにいたしました。

次に、市長提案の議案18件を一括議題とし、提案理由の説明を受けることにいたし、そのうち10件の決算議案については、監査委員から審査意見を求めることにいたしました。

その後、予算及び決算議案について、それぞれ特別委員会を設置してこれに付託し、その他の議案については、関係常任委員会に付託することにいたしました。

最後に、専決処分の報告2件を一括して受け、本日は以上をもって散会することにいたしました。

次に、9日の議事日程第2号について申し上げます。

当日の本会議は一般質問であります。9人の議員が順次質問を行うものであります。質問終了後、散会することにいたしました。

なお、会期日程及び議事日程の詳細は、各位のお手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、以上で報告を終わります。

日程第1 諸般の報告

○高橋義明議長 日程第1、諸般の報告であります。事務局長をもって報告いたします。

事務局長。

〔佐藤 毅事務局長 登壇〕

○佐藤 毅事務局長 諸般の報告を申し上げます。

第1、招集告示について

去る8月24日、上山市告示第148号によって、平成30年9月5日、上山市議会第486回定例会を招集する旨、告示されました。

第2、出席要求について

平成30年8月24日、議第148号をもって地方自治法第121条の規定により、市長ほか各関係機関に第486回定例会に出席するよう要求いたしました。

これに対し、各関係機関より回報を受理しております。

第3、監査報告について

平成30年6月4日から8月17日までの定期監査及び例月出納検査の結果報告が参っておりますので、お手元に配付しております。

第4、健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、

健全化判断比率及び資金不足比率の報告が参っております。

第5、教育委員会事務の点検及び評価報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会事務の点検及び評価報告書が参っておりますので、お手元に配付しております。

第6、上山市議会報告について

平成30年6月1日から8月31日までの議会庶務事項及び要望書をお手元に配付しております。

第7、会議出欠議員数について

議 員 定 数 15人

現在出席議員数 15人

以上で報告を終わります。

~~~~~

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○高橋義明議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において

3番 中 川 とみ子 議員

12番 棚 井 裕 一 議員

13番 尾 形 みち子 議員

を指名いたします。

~~~~~

日程第3 会期決定

○高橋義明議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日から26日までの22日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から26日までの22日間と決しました。

なお、会期中における諸会議の予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

重ねてお諮りいたします。

委員会審査等のため、本日から26日までの22日間のうち、会議規則第10条第1項の規定による休会の日を除く6日及び7日、10日から14日、18日から21日及び25日の12日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、12日間を休会とすることに決しました。

~~~~~

## 日程第4 同意第2号 上山市教育委員会教育長の任命について

○高橋義明議長 日程第4、同意第2号上山市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

同意第2号上山市教育委員会教育長の任命についてであります。来る10月9日をもって任期満了となる上山市四ツ谷二丁目4番1号古山茂満氏を再び任命いたしたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○高橋義明議長 7番枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております同意第2号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 ただいま7番枝松直樹議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、同意第2号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

1番守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております同意第2号議案につきましては、この際、質疑及び討論を省

略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 ただいま1番守岡等議員から、質疑及び討論を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略されたいとの動議は可決されました。

直ちに採決いたします。

同意第2号上山市教育委員会教育長の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、同意第2号については、これに同意することに決しました。

~~~~~

日程第5 同意第3号 上山市教育委員会委員の任命について

○高橋義明議長 日程第5、同意第3号上山市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

同意第3号上山市教育委員会委員の任命についてであります。来る9月30日をもって任期満了となります。上山市石崎一丁目5番10号横澤明子氏並びに10月9日に任期満了となります。上山市宮脇658番地202号齊藤勝氏の両氏を再び任命いたしたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

よろしく願いいたします。

○高橋義明議長 6番佐藤光義議員。

○6番 佐藤光義議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております同意第3号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 ただいま6番佐藤光義議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、同意第3号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

4番高橋恒男議員。

○4番 高橋恒男議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております同意第3号議案につきましては、この際、質疑及び討論を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 ただいま4番高橋恒男議員から、質疑及び討論を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略されたいとの動議は可決されました。

直ちに採決いたします。

同意第3号上山市教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、同意第3号については、これに同意することに決しました。

~~~~~  
日程第6 議第41号 平成29年度上山市一般会計歳入歳出決算の認定について外  
17件

○高橋義明議長 日程第6、議第41号平成29年度上山市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第23、議第58号上山市市営予約制乗合タクシー運行条例の一部を改正する条

例の制定についてまで、計18件を一括議題といたします。

この際、日程第6、議第41号議案から日程第23、議第58号議案までの計18件について、提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

最初に、議第41号から議第49号までの平成29年度上山市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

各会計の決算の認定につきましては、決算書とあわせて監査委員の決算審査意見書並びに平成29年度主要施策の成果説明書を提出しておりますが、決算の大要につきましては会計管理者から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、認定くださるようお願いいたします。

次に、議第50号平成29年度上山市水道事業会計決算の認定についてであります。同様に、決算書とあわせて監査委員の決算審査意見書並びに平成29年度主要施策の成果説明書を提出しております。その概要は、経営活動に関する収支においては、水の安定供給と健全経営に努め、572万8,330円の純利益を上げております。

また、水道施設の建設改良などに関する資本的収支においては、収支差引2億123万7,923円の不足額を生じましたが、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填したところでありました。

以上、決算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定くださるようお願いいたします。

次に、議第51号平成30年度上山市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、地域優良賃貸住宅を整備するために必要な経費や市債の繰上償還に係る経費など、早急に予算措置を必要とするものについて計上し、編成いたしました。

その結果、歳入歳出それぞれ3億8,800万円を追加し、予算の総額を147億2,200万円とするものであります。

繰越明許費につきましては、子ども・子育て支援事業計画の策定に要する経費を平成31年度に繰り越すものであります。

債務負担行為につきましては、学校給食センターの調理等業務を民間委託するために要する限度額を新たに追加するものであります。

地方債につきましては、市営住宅長寿命化事業及び公共施設除却事業の限度額を変更するものであります。

歳入につきましては、寄附金、繰入金、繰越金及び市債をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、2款総務費では、議会用マイクロバスを更新するための経費を計上するものであります。

3款民生費では、子ども・子育て支援事業計画の策定に要する経費を計上するものであります。

6款農林水産業費では、鳥獣被害対策用の簡易電気柵設置数が当初の見込みを上回ることから、鳥獣害防止対策協議会への補助金を増額するものであります。

7款商工費では、上山十日町商店街振興協同組合が実施する駐車場整備事業に対し補助金を計上するほか、設備投資を実施する市内企業の増加により、中小企業設備投資促進補助金を増額するものであります。

また、昨年度に受けた東京上山会からの寄附金を活用し、葉山コース内にある水で腕などを

冷やすためのクナイプ設備が老朽化したため、更新する経費を計上するとともに、ヘルスツーリズムの品質認証を目指す市内申請事業者に対する支援など、上山市温泉クアオルト協議会への補助金を増額するものであります。

8款土木費では、市営金生住宅12号棟の外壁等改修工事で確認された外壁のアスベスト塗材を処理するための経費を計上するほか、街なかに子育て世帯を対象とした地域優良賃貸住宅の整備を進めるため、既存建物の解体経費などを計上するものであります。

10款教育費では、先般撤去した春雨庵のブロック塀跡に景観に配慮した外周壁を新たに整備する経費を計上したほか、花国技建株式会社からの寄附を受けて、市立図書館の図書購入及び三友エンジニア体育文化センター並びに南小学校体育館のバスケットゴールの更新に要する経費を計上するものであります。

12款公債費では、市債の繰上償還に要する経費を計上するものであります。

次に、議第52号平成30年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。国庫支出金等の精算返還金を増額するもので、歳入歳出それぞれ3,300万円追加し、予算の総額を33億6,300万円とするものであります。

次に、議第53号平成30年度上山市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。国庫支出金の精算返還金を増額するほか、介護保険制度の改正に伴うシステム改修に要する経費を計上するもので、歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、予算の総額を40億1,500万円とするものであります。

次に、条例等の議案について御説明申し上げます。

初めに、議第54号上山市議会議員及び上山市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。公職選挙法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案するものであります。

次に、議第55号上山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。上山市リサイクルリレーセンターの受入品目の変更に伴い、必要な改正を行うため提案するものであります。

次に、議第56号上山市経塚斎場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。上山市経塚斎場焼却施設の廃止に伴い、必要な改正を行うため提案するものであります。

次に、議第57号上山市市営バス運行条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市営バスの運行内容を一部変更するため提案するものであります。

次に、議第58号上山市市営予約制乗合タクシー運行条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市営予約制乗合タクシーの運行内容を一部変更するため提案するものであります。

以上、提案理由の概要について御説明申し上げましたが、各議案の詳細につきましては、関係課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○高橋義明議長 会計管理者。

〔武田 浩会計管理者 登壇〕

○武田 浩会計管理者 おはようございます。

命によりまして、平成29年度上山市一般会計及び各特別会計における歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

説明に当たりましては、各会計ごとに主な内容について申し上げます。

初めに、一般会計の歳入について申し上げますので、決算書の7ページ、8ページをお開き願います。

歳入合計におきましては、調定額173億2,210万4,438円に対し、収入済額は170億2,443万1,055円で、不納欠損額は1,512万6,476円、収入未済額は2億8,254万6,907円となっておりますが、不納欠損額は1款市税などによるものであります。収入未済額は1款市税、12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料などによるものであります。

次に、一般会計の歳出について申し上げますので、11ページ、12ページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は163億1,689万1,482円、翌年度繰越額は10億1,393万6,000円となっておりますが、これは、4款衛生費、7款商工費、8款土木費、10款教育費であり、年度内完了ができない事業について、平成30年度に繰り越したことによるものであります。

不用額は10億1,616万7,518円となっております。その主なものは、2款総務費、3款民生費、4款衛生費、7款商工費、8款土木費、10款教育費などでありまして。

次のページをお開き願います。

この結果、歳入歳出差引残額は7億753万9,573円となりましたが、うち3億300万円を基金に繰り入れ、残額を平成30年度に繰り越したものであります。

次に、一般会計の実質収支について御説明申し上げますので、332ページをお開き願いま

す。

実質収支に関する調書であります。

こちらは千円単位であります。歳入歳出差引額7億754万円から翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額1億290万1,000円を差し引き、6億463万9,000円が実質収支額となっております。

なお、各特別会計の実質収支に関する調書を次のページから記載しておりますが、各特別会計の説明に際しましては、これらのページの紹介を省略させていただきますので、御了解くださるようお願いいたします。

次に、特別会計の決算について御説明申し上げますので、決算書にお戻りいただき、17ページ、18ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計について申し上げます。

歳入合計では、調定額44億8,036万2,739円に対し、収入済額は43億3,607万2,295円で、不納欠損額は2,076万5,427円、収入未済額は1億2,352万5,017円となっておりますが、これは1款国民健康保険税によるものであります。

21ページ、22ページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は40億527万213円で、不用額は5億3,972万9,787円となっておりますが、これは2款保険給付費、3款後期高齢者支援金等、6款介護納付金、12款予備費などによるものであります。

この結果、歳入歳出差引残額は3億3,080万2,082円となり、全額を平成30年度に繰り越したものであります。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額でございます。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げますので、次のページをお開き願います。

歳入合計では、調定額14億8,949万1,004円に対し、収入済額は14億3,981万1,299円で、不納欠損額は71万3,090円、収入未済額は4,896万6,615円となっておりますが、不納欠損額は2款使用料及び手数料、収入未済額は1款分担金及び負担金、2款使用料及び手数料によるものであります。

次のページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は14億2,730万9,475円、翌年度繰越額は2,800万円となっておりますが、これは1款公共下水道費で、年度内完了ができない事業について平成30年度に繰り越したことによるものであります。不用額は2,849万525円となっておりますが、これは1款公共下水道費などによるものであります。

この結果、歳入歳出差引残額は1,250万1,824円となり、全額を平成30年度に繰り越したものであります。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げますので、次のページをお開き願います。

歳入合計では、調定額1億4,843万2,154円に対し、収入済額は1億4,837万9,054円で、不納欠損額はなく、収入未済額は5万3,100円となっておりますが、これは1款使用料及び手数料によるものであります。

次のページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は1億4,728万5,052円、不用額は271万4,948円となっております。

この結果、歳入歳出差引残額は109万4,

002円となり、全額を平成30年度に繰り越したものであります。

翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額でございます。

次に、介護保険特別会計について申し上げますので、33ページ、34ページをお開き願います。

歳入合計では、調定額38億2,990万4,199円に対し、収入済額は38億1,389万8,747円で、不納欠損額は373万5,241円、収入未済額は1,227万211円となっておりますが、これは1款保険料によるものであります。

37ページ、38ページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は37億5,974万2,599円で、不用額は1億3,525万7,401円となっておりますが、これは2款保険給付費、4款地域支援事業費などによるものであります。

この結果、歳入歳出差引残額は5,415万6,148円となり、全額を平成30年度に繰り越したものであります。

翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額でございます。

次に、浄化槽事業特別会計について申し上げますので、次のページをお開き願います。

歳入合計では、調定額1,586万206円に対し、収入済額は1,582万1,206円で、不納欠損額はなく、収入未済額は3万9,000円となっておりますが、これは1款使用料及び手数料によるものであります。

次のページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は1,410万4,959円、不用額は119万5,041円となっております。

この結果、歳入歳出差引残額は171万6,247円となり、全額を平成30年度に繰り越したものであります。

翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額でございます。

次に、施設貸付事業特別会計について申し上げますので、次のページをお開き願います。

歳入合計では、調定額、収入済額とも8,289万3,210円となっております。

次のページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は8,177万4,693円で、不用額は322万5,307円となっておりますが、これは1款施設貸付事業費、4款予備費などによるものであります。

この結果、歳入歳出差引残額は111万8,517円となり、全額を平成30年度に繰り越したものであります。

翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げますので、次のページをお開き願います。

歳入合計では、調定額4億271万2,894円に対し、収入済額は4億65万1,104円で、不納欠損額は17万9,700円、収入未済額は188万2,090円となっておりますが、これは1款後期高齢者医療保険料によるものであります。

次のページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は3億9,808万136円、不用額は191万9,864円となっておりますが、これは1款総務費、4款諸支出金などによるものであります。

この結果、歳入歳出差引残額は257万968円となり、全額を平成30年度に繰り越したものであります。

翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額でございます。

次に、産業団地整備事業特別会計について申し上げますので、次のページをお開き願います。

歳入合計では、調定額、収入済額ともに5,820万円となっております。

次のページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は5,865万2,063円、不用額は534万7,937円となっておりますが、これは1款産業団地整備事業費などによるものであります。

この結果、歳入歳出差引残額はマイナス45万2,063円となり、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額でございます。

なお、歳入不足額を解消するため、45万2,063円を翌年度歳入から繰り上げて充用するものであります。

続きまして、財産に関する調書について御説明申し上げますので、341ページ、342ページをお開き願います。

初めに、公有財産における土地及び建物についてであります。土地及び建物の総括で申し上げます。

土地につきましては、行政財産と普通財産の合計で、決算年度末現在高は608万2,482.74平方メートルとなっております。

建物につきましては、木造と非木造を合わせた行政財産と普通財産の合計で、一番右の欄にありますように、決算年度末現在高は15万3,190.05平方メートルとなっております。

次のページをお開き願います。

(2) 山林の面積につきましては、決算年度末現在高は478万5,000平方メートル、立木の推定蓄積量の決算年度末現在高は15万

2, 942. 04立方メートルとなっております。

次に、(3) 有価証券の株券につきましては、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高の合計は5億4, 767万6, 500円となっております。

次に、(4) 出資による権利の出資金であります。決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高の合計は1, 826万円となっております。

344ページをごらん願います。

出捐金に関しては、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高の合計は1億2, 256万円となっております。

次に、(5) 物権の引湯権につきましては、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は126万円となっております。

次のページをお開き願います。

このページから348ページの物品につきましては、取得額または評価額が50万円以上の重要物品について記載しております。

決算年度中における取得件数は9件、廃棄等の件数は7件でございました。決算年度末現在高は記載のとおりでありますので、御参照いただきたいと存じます。

349、350ページをお開き願います。

基金につきましては、主な基金の決算年度中増減高と決算年度末現在高について申し上げます。

財政調整基金は、1億9, 855万6, 000円の減で10億4, 202万4, 000円に、国民健康保険給付基金は、1, 000円の増で7億305万2, 000円に、減債基金は、3, 581万6, 000円の減で1億2, 603万9, 000円に、介護給付費準備基金は、23

万5, 000円の増で1億9, 259万2, 000円に、施設貸付事業施設整備等基金は、2, 367万9, 000円の減で2億6, 237万6, 000円となっております。

350ページをごらん願います。

奨学金貸付基金は、合計で申し上げますが、163万円の増で、決算年度末現在高は1億7, 222万7, 000円となっております。

現金、貸付金、未収金の内訳は記載のとおりであります。

ふるさと納税基金は、1億55万3, 000円の増で、決算年度末現在高は4億75万3, 000円となっております。

その他、記載の基金については御参照いただきたいと存じます。

以上で、平成29年度上山市一般会計及び各特別会計における歳入歳出決算の概要について説明を終わりますが、よろしくお申し上げます。

**○高橋義明議長** 次に、ただいま議題となっております議案のうち、平成29年度上山市一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定に関し、監査委員の審査意見を求めます。大和啓監査委員。

〔大和 啓監査委員 登壇〕

**○大和 啓監査委員** おはようございます。

平成29年度上山市一般会計及び特別会計歳入歳出決算、基金の運用状況並びに上山市水道事業会計決算についての審査意見を申し上げます。

詳細につきましては、皆様にお配りしております資料で詳しく述べておりますので、その概要について申し上げます。

審査結果につきましては、各会計の決算及び基金の運用状況を示す書類は、関係法令に準拠

して作成されており、歳入歳出その他関係諸帳票を審査した結果、計数は正確で、予算の執行についてもおおむね適正であると認められます。

一般会計と特別会計を合わせた総計の決算は、歳入歳出、予算現額289億8,509万5,000円に対し、歳入が273億2,015万8,000円、歳出が262億911万1,000円となりました。歳入歳出差引額は11億1,104万7,000円で、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は10億814万6,000円の黒字、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も黒字となりました。

初めに、一般会計について申し上げます。

歳入決算額は170億2,443万1,000円、歳出決算額は163億1,689万1,000円で、歳入歳出差引7億754万円の決算剰余金は、減債基金、財政調整基金に積み立てを行うほか、翌年度に繰り越しされております。

歳入は、前年度より2.9%増加し、主に庁舎整備事業、子育て支援施設整備事業、再開発ビル再生整備貸付金事業などの市債や繰入金、市税、県支出金などでふえております。

市税は、景気回復の影響もあり、収入済額が増加したものの、調定額に対する収入率は、2年連続で前年度を下回っております。ふるさと納税寄附金は、年度途中で返礼割合の見直しがあったことから、前年度より7.6%減少しております。収入未済額は、税外収入で減少しておりますが、市税で増加しています。市民負担の公平性と歳入確保の観点から、適切な債権管理と未収金の解消に向けた一層の努力を望みます。

歳出は、前年度より1.9%増加し、主に商工費、民生費、総務費が増加し、教育費、公債

費、労働費が減少しています。増加は、本庁舎耐震・空調設備等整備の工事請負費、上山二日町再開発株式会社に対する新規貸付事業等の貸付金、子育て支援施設工事費等の負担金補助及び交付金などでふえております。

決算年度末における市債現在高は、前年度より7.5%増加し、6年連続で増加しております。後年度に交付税措置される額を含むものの、累積による財政の硬直化が懸念されるものです。

普通会計における財政指数を見ますと、財政力指数は、5年連続で上昇しております。経常収支比率、公債費負担比率は前年度よりも改善しておりますが、市債の元金償還が減ったことから、一時的に回復しているものであり、将来負担を考慮した上、計画的な市債の管理には十分留意願いたいものです。

次に、特別会計について申し上げます。

当年度から産業団地整備事業特別会計が新たに設置され、8会計となり、合計歳入決算額は102億9,572万7,000円、歳出決算額は98億9,221万9,000円で、前年度と比較し、歳入は1.4%増加、歳出は2.1%増加しております。

国民健康保険特別会計においては、歳入歳出ともに減少しております。年度末における被保険者数は、前年度末より289人減少し、保険給付費も減少しておりますが、本市の1人当たり医療費はいまだ高い傾向にあることから、引き続き医療費抑制のための事業の推進に努めていただくよう願います。

産業団地整備事業特別会計においては、歳入不足額を生じ、翌年度歳入からの繰り上げ充用により補填されております。分譲収入が発生するまでは歳入不足が見込まれるものでありますので、事業を着実に推進されるように期待いた

します。

各会計の保険税、使用料、保険料等の収納については、早期納付の推進と的確な滞納整理を進め、収入率向上及び未収金の発生抑制に努めていただきたいものです。

次に、資産と基金については、適正に管理、運用されていることを認め、引き続き計画的な執行と運用をお願いします。

なお、10ある積立基金の年度末現在高は、財政調整基金、減債基金、ふるさと納税基金等の取りくずしで、前年度から1億5,760万6,000円減少しております。今後とも各基金の設置目的に沿った積み立てと運用をお願いします。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。

当年度の水道事業は、前年度と比較し、給水件数、給水量ともに減少しております。年間配水量は増加したものの、有収水量が減少し、有収率は前年度を下回っております。厳しい寒さだった昨冬の水道管破裂の影響も見られますが、漏水対策の強化について、計画的かつ早期に進められるよう努めていただくようお願いします。

経常利益は572万8,000円で、前年度より減少し、純利益は増額になっております。

営業収支比率は96.7%で、3年続けて営業費用が営業収益を上回りました。

企業債年度末現在高は、前年度より0.4%増加しております。今後も厳しい経営状況が続くものと見込まれますが、経営の将来を見据え、長期的な計画のもと、絶えず分析と検証を続けながら、水道事業の健全経営の基盤強化に向けて努めていただきたいものです。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した平成29年度健全化判断比

率及び資金不足比率について申し上げます。

審査に付された比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成され、その結果は適正であるものと認められました。

各比率は該当なし、または基準を下回り、良好な状態にあると認められます。

以上、平成29年度の各会計における決算等についての審査概要を申し上げます。

第7次上山市振興計画の諸施策を確実に展開、推進するために、より効率的で効果的な行財政運営が求められます。

市民が安心して住み続け、多くの方々から着地点として選ばれるまちづくりを目指すためにも、強固な財政基盤が必要であり、コスト意識を持って事務事業の厳選、見直しを図り、徹底した財政健全化に努められるよう要望いたします。

○高橋義明議長 これより総括質疑となりますが、通告がありませんので総括質疑はないものと認めます。

~~~~~  
日程第24 特別委員会（予算・決算）の設置及び議案の付託

○高橋義明議長 日程第24、特別委員会（予算・決算）の設置及び議案の付託であります。

11番川崎朋巳議員。

○11番 川崎朋巳議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております予算議案3件は、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置の上、これに付託し、また、決算議案10

件は、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置の上、これに付託し、それぞれ審査されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 ただいま11番川崎朋巳議員から、予算議案3件は、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置の上、これに付託し、また、決算議案10件は、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置の上、これに付託し、それぞれ審査されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。
お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、予算及び決算議案については、それぞれ予算及び決算特別委員会を設置の上、これに付託し、審査されたいとの動議は可決されました。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時01分 開 議

○高橋義明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算及び決算特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたしました結果、予算特別委員会委員長に中川とみ子議員、副委員長に谷江正照議員、また、決算特別委員会委員長に坂本幸一議員、副委員長に守岡等議員がそれぞれ互選された旨の通告がありましたので、御報告申し上げます。

なお、予算、決算以外の議案については、お手元に配付いたしました付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。

日程第25 報告第6号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について外1件

○高橋義明議長 日程第25、報告第6号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について及び日程第26、報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についての計2件を一括議題といたします。

報告を求めます。副市長。

〔塚田哲也副市長 登壇〕

○塚田哲也副市長 ただいま議題となりました報告第6号損害賠償の額の決定についての専決処分について御説明申し上げます。

平成30年4月23日午前11時30分ごろ、上山市河崎地内において、山形市みはらしの丘二丁目20番地1佐藤健氏が所有する車両が破損する事故で、これにより生じた損害額14万7,571円を賠償するため専決処分を行ったものであります。

事故の内容につきましては、上山市役所南側駐車場において、危険防止のため置いていた立て馬の表示用鉄板部分の一部のねじが外れ、駐車していた車両の助手席側のドアに当たり破損させたもので、これにより生じた損害額を賠償するものです。

次に、報告第7号についてであります。平成30年7月8日午後0時30分ごろ、上山市須田板地内において、山形市桧町三丁目2番1

2の224号加藤則晃氏が所有する車両が破損した事故で、これにより生じた損害額16万7,248円を賠償するため専決処分を行ったものであります。

事故の内容につきましては、市道檜下上生居線呑岡山展望台付近において公用車が方向転換のため後進した際、停車中の車両に接触破損させたもので、これにより生じた損害額を賠償するものです。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたします。

散 会

○高橋義明議長 以上で本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時05分 散 会

